

第2章 分野別施策の取組状況 3 自然共生都市づくり

1. 豊かな自然環境を守り、継承する

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 自然環境を保全する	関係法令を厳正に運用しながら適切な土地利用へ誘導し、開発事業等の影響を低減することなどにより、豊かな自然環境を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令の厳正な運用による豊かな自然環境の保全 ○野生動物の移動経路の確保及び生態系を結ぶ役割を持つ河川流域の保全 ○土地利用規制等の適切な運用 ○開発事業における環境負荷の回避・低減の促進 ○貴重な生態系や自然環境の再生
(イ) 生物多様性に関する知識を高め、保全を推進する	生物の多様性に関する情報を収集し、科学的・客観的な評価や市民との情報の共有を図る。また、希少種の保全とそれに伴う多様な生態系の維持に努めるとともに、長期的な視点での生物多様性の保全のあり方について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や生物多様性に係る調査の実施 ○生物多様性の意義・保全等についての啓発 ○「生物多様性地域戦略（仮称）」の策定検討 ○特徴的な種や絶滅危惧種等の保全 ○外来種の侵入予防の徹底や除去

主な施策の推進状況

- 土地利用調整制度の適正な運用により、郊外部の開発事業について自然環境と調和のとれた土地利用を図るとともに、環境影響評価制度の運用により、開発行為に伴う環境負荷の回避または低減に努めたほか、本市が関与する事業においては、環境調整システムに基づく協議・調整に努めた。また、「都市緑地法」に基づく緑地協定の認可及び「杜の都の環境をつくる条例」に基づく緑化計画の認定のほか、雨水の調整や気候緩和の機能を持つ農地について、農業振興地域整備計画に基づく管理を行った。
- 東日本大震災で発生した津波によりかく乱された仙台海浜の生態系再生を見守りながら、市民が意見や情報を交換できる場として、地域のNPO法人とともに「せんだい生態系再生コンソーシアム」を設立し、ホームページの立ち上げやワークショップを開催した。
- 自然環境や生物多様性に関する基礎的な調査活動として、八木山動物公園と化女沼での冬の渡り鳥観察会を実施したほか、絶滅が危惧される種の保全活動として、八木山動物公園においてニホンイヌワシの保護及び増殖に努めた。また、生物多様性の意義、保全のあり方等の普及啓発に向け、ホームページに生物多様性に関する情報を掲載したほか、本市における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略（仮称）」の策定について検討を行った。

2. 自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 里地里山が持つ環境保全機能を維持する	森林の適切な維持管理や森林資源の利用促進に努めるほか、環境負荷の少ない農業の推進や耕作放棄地への対策などを進め、里地里山の質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○市有林の管理や民有林の管理支援 ○中山間地等での適切な間伐等の維持管理 ○木質燃料の利用推進等森林資源の利用促進 ○環境保全型農業の推進 ○耕作放棄地や耕作困難な農地の利活用の検討
(イ) 野生動物との適正な共存関係を保つ	野生動物への適切な接し方などを市民に広めるとともに、野生動物の生息環境を確保して人里への接近を回避するなど、人と野生動物との適正な共存関係を保つ。	<ul style="list-style-type: none"> ○野生動物との適正な関係についての普及啓発 ○有害鳥獣の捕獲や防除柵の設置等による被害防止の推進 ○「宮城県ニホンザル管理計画」等に基づく野生動物の生息環境づくりの推進
(ウ) 自然の恵みを通じたふれあいを充実する	森林、農地、水辺などの資源を活用し、市民が自然とふれあい、関心や理解を深めることができる機会や場を充実させ、その魅力を感じることができるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○農作業を通じた環境への関心や理解の向上 ○市民参加による自然環境の保全と市民の関心の向上 ○広瀬川、梅田川等における水辺とのふれあいの機会の創出 ○自然環境の魅力にふれあえる環境の整備 ○農業の付加価値の向上や消費者との交流等を通じた地域農業の活性化

主な施策の推進状況

- 本市の環境の維持に大きな役割を持つ市有林等の経営管理のため、間伐や下刈、造林等の推進のほか、林道の整備を実施した。また、中山間地においては、農林業の振興及び二酸化炭素の吸収・固定機能を持つ森林を活用する観点から、民有林において行われる間伐等への支援を行った。
さらに、環境負荷の低減に配慮した農業を推進するため、減化学肥料、減農薬等に取り組む農業生産者をエコファーマーに認定する等の支援誘導を行ったほか、耕作放棄地の解消や発生防止に向けた広報等に取り組んだ。
- 野生動物との適正な共存関係を保つため、被害防止に向けた広報啓発を行ったほか、地元獣友会や地域ボランティア等との連携により、有害鳥獣の捕獲や、防護柵、箱わな等の設置等による被害防止対策を推進した。
- レクリエーション農園や学童農園設置者への助成を行うことで、市民が自らの手で野菜や花を栽培し、環境への理解や関心を深める機会を創出したほか、市民参加による自然環境の維持管理活動を推進するため、みんなの森づくり事業や青葉区ほたるの里づくり事業等に取り組んだ。また、レクリエーションの場としての河川の利用機会を高めるとともに、水辺とのふれあいの機会を創出するため、七北田川クリーン運動を始め河川を活用した活動を推進するとともに、自然環境の魅力に多くの市民が触れ合うことを目的に、二口渓谷等でのキャンプ場、遊歩道、登山道の整備を行うとともに、泉ヶ岳における生涯学習事業等を推進した。

3. 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 市街地の緑を守る	地域や市民にとって愛着の深い、市街地の貴重な緑を、関係法令等の活用や市民の協力などを通じて地域の共有資産として保全する。	<ul style="list-style-type: none"> ○法令等に基づく貴重な緑地の指定や保全 ○協定の締結や市民協働による維持保全活動の推進
(イ) 市街地の緑を増やす	「杜の都」としての魅力を最大限に發揮できるよう、市街地における緑の創出を進める。その際、生態系の連続性も考慮し、生物が生息・生育できる空間としての質の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等における緑地の確保やオフィスビル等での屋上の緑化、住宅の生け垣の整備等の推進 ○生物の生息環境や市民の憩いの場となる公園整備 ○動物の移動経路の確保や生態系のつながり等を意識した緑地の確保や河川整備の推進 ○学校や公共施設等でのビオトープの計画的な整備

主な施策の推進状況

- 市街地の貴重な緑を保全するため、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、市街地やその周辺の良好な緑を「保存緑地」に指定したうえで、緑地の所有者や管理者との緑地協定の締結や交付金の交付、保存緑地の買い取り等により、緑の保全に向けた維持管理活動を展開した。また、緑地保全の担保性のより強い「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」などへの移行を進めた。
- 市街地における緑地の確保を推進するため、公共建築物等における緑地の確保に取り組んだほか、住宅の生け垣づくりや、緑化重点地区及びその隣接地における屋上や壁面の緑化に対する助成等を行った。
また、生物の生息環境や市民の憩いの場となる都市公園の整備に継続的に取り組んだほか、地域の生態系や美しい自然環境の保全・創出を意識しながら、公園等の緑地の確保や河川の改修等を推進した。

4. 豊かな水環境を保つ

計画内容

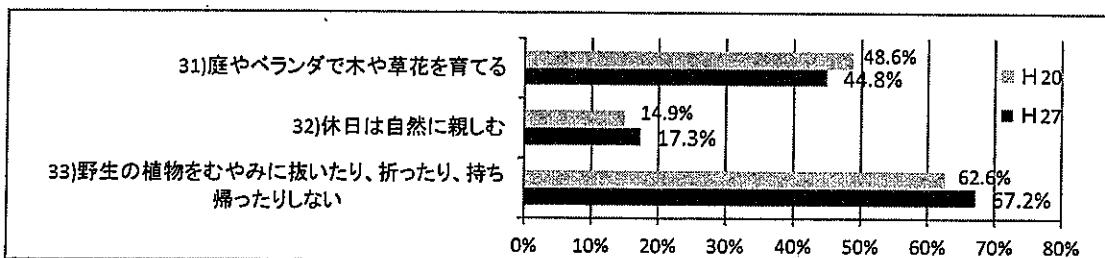
施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 健全な水循環を確保する	河川の水源の保全と流量の確保、水の地下浸透能力の向上を通じた地下水の涵養などを進め、夏季における都市部の気温上昇の緩和や都市型水害の低減、生物多様性の維持などの多面的な機能を持つ健全な水環境を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ○水源涵養林の保全や土地利用の適正化等による集水域の保全 ○地表面被覆の改善や雨水の地下浸透設備の普及促進 ○河川流量の確保による水質の改善や生物の生息環境の向上 ○地下水揚水量の把握等による地下水の適正利用の推進 ○雨水貯留施設の普及や処理水の活用等の推進
(イ) 水辺環境の保全と創造を進める	河川や干涸などの、生物の生息・生育空間としての水辺環境の保全を進めるとともに、市民が日常的に良質な水辺環境とふれあい、関心や理解を深めることのできる場の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境との調和や生態系に配慮した河川整備の推進及び水辺環境とふれあうことのできる場の確保 ○農業用水路やため池等の保全及び整備の推進

主な施策の推進状況

- 水源の涵養や良好な水質の維持に向けて、市有林等の適切な管理に努めるとともに、涵養機能の向上に向けて、土地区画整理事業や道路改築事業等において地表被覆面の改善に努めたほか、雨水浸透設備の普及を推進した。また、水質改善や生物の生息環境の向上を図るために、市内小中学校との連携による水生生物調査や、六郷堀・七郷堀への非かんがい期の通水事業を実施した。
- 良質な水辺環境の保全・創造を図るため、「広瀬川の清流を守る条例」の適切な運用に努めたほか、広瀬川緑化助成・緑化木の交付による景観保全を行った。また、水環境に対する市民の関心や理解を深めるため、災害時にも役立つ天水桶手づくり講座の開催、応急災害用井戸の普及推進等に努めた。

市民の意識**(1) 市民アンケート結果**

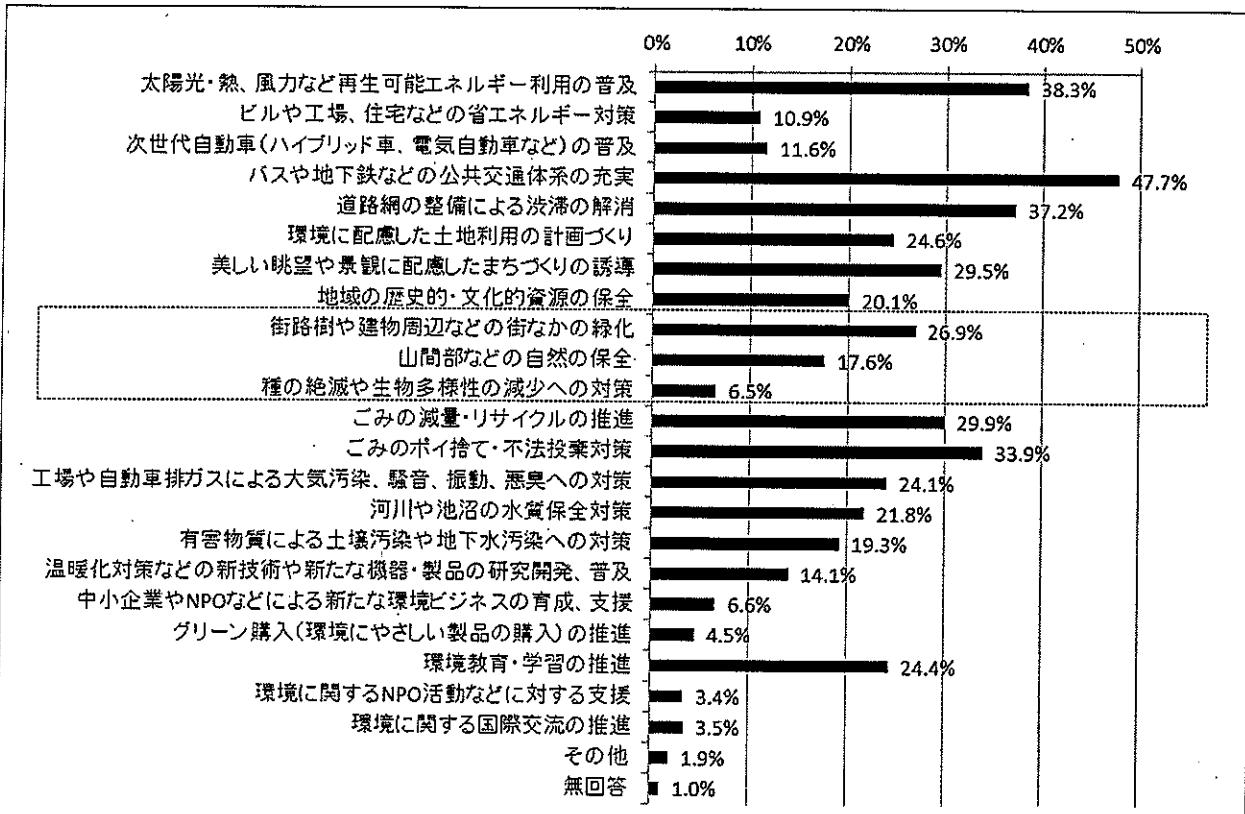
①「環境に配慮した行動を行っていますか」(問4、抜粋 「常にしている」と回答した人の割合)



- 各項目とも前回調査時から大きな変化は生じておらず、自然環境の保全についての意識・関心は維持されているものと考えられる。
- 「野生の植物をむやみに抜いたり、折ったり、持ち帰ったりしない」の割合は特に高いことから、自然環境の保全に向けた意識は市民に定着していると考えられる。

②「あなたは、今後仙台市がどのような環境政策・施策を展開していったらよいとお考えですか」(問8)

(5つまでの複数回答)



- 今後展開すべき施策として、自然共生分野において20歳以上の市民が選択した施策としては、「街路樹や建物周辺などの街なかの緑化」が最も多く、「種の絶滅や生物多様性の減少への対策」は少ない。
- 地球温暖化対策や生活環境保全に係る施策とともに、自然環境の保全に向けた施策への関心を高めていくため、今後の情報発信が重要と考えられる。

(2) 環境審議会、環境団体、市民ワークショップ等から得られた意見

- みどりの総量は、緑被率の数値だけでなく個別の要素の増減も見て判断すべきだ。
- 環境アセスメントでは、計画段階では緑を残すとしていたものが、事業実施の段階でかなわなくなることがあり、保全すべきとされた緑を残す取り組みが必要だ。
- 「杜の都」にもかかわらず身近な森林の整備保全が不十分である。
- 自然が軽視されているのではないか。
- 身近に緑が多く自然の恵みが実感できている。
- 七北田川クリーン作戦等により自然環境が改善されている。
- 絶滅危惧種の保全に向けた情報提供や自然を生かした観光振興、単なるイベントに終わらない継続的な取組が必要。
- 河川の水源の涵養や雨水利用の促進等に向けた施策の推進が必要。
- 山林は地域の共有地として環境保全に貢献しているが、その所有者は経済的な利益を得ていないことを都市住民に認識してほしい。
- 緑被率の計算を市域全域で行っても、市民の実感には合わないのではないか。
- 広瀬川の自然是守っていくべきものであり、イベント等で人を集める必要はないのではないか。
- 農業は人手不足なので農薬を使用せざるを得ないが、いかがなものかを感じている。
- 田畠の農作物に対する有害鳥獣の被害は、ここ5年くらいの間に現れている。

定量目標の進捗状況**【目標】**

平成32年度（2020年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。

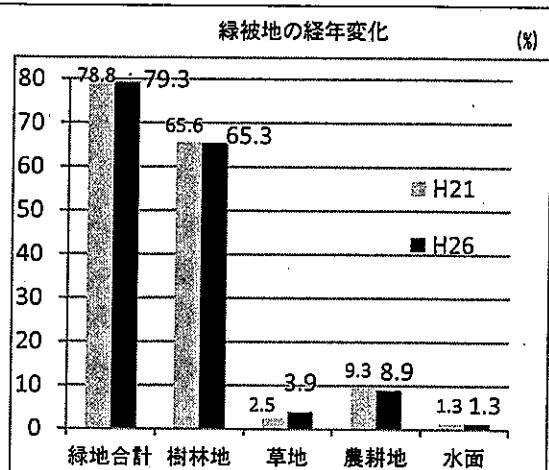
基準値：78.8%（平成21年度）

【実績】

実績値：79.3%（平成26年度）

【進捗に対する評価】○

（ただし、震災による樹林地への影響が継続していることから、引き続き推移を見守る必要がある）



出典：「仙台市緑の分布調査報告書（平成26年度）」

【目標】

生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。

【実績】

オオタカ及びサシバについては、生息適地の減少が見られる。

【進捗に対する評価】×

（ただし、オオタカの生息適地の減少は、津波による仙台東部道路以東の沿岸林の減少が影響しており、引き続き推移を見守る必要がある）

	オオタカ		サシバ	
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域
平成21年度	202.2	2,877.3	25.4	989.8
平成26年度	201.4	2,568.8	25.4	860.5
増減率	-0.4%	-10.7%	0%	-13.1%

出典：仙台市「猛禽類生息環境評価業務報告書（平成27年度）」

【目標】

身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。

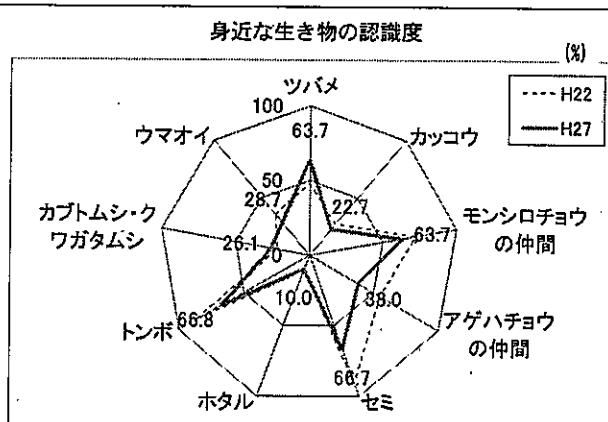
基準値：448.4%【9種合計900%中の値】（平成22年度）

【実績】

実績値：386.4%【9種合計900%中の値】（平成27年度）

【進捗に対する評価】×

（前回調査時と調査時期が異なることによる季節的要因はあるものの、認識度は低下傾向にあると考えられる）



出典：仙台市「生きもの認識度調査」（平成27年度）

【進捗に対する評価】

本市の緑被率は目標を達成しているが、緑被地の内訳では、樹林地や農耕地が減少し草地が増加している。震災による浸水の影響が大きいところであり、引き続き推移を見守る必要がある。

また、猛禽類の生息環境については、津波による浸水被害を受けた沿岸部で樹林地が減少したこと等により、営巣地に一定の影響が生じているほか、採食地となる林縁の農耕地が減少傾向にあるなど、生息環境は維持・向上しているとは言えない状況にある。

このほか、身近な生き物の認識度についても、基準年よりも合計値が低下しており、前回と調査実施月が異なるこ

とを併せて考えても、これらの認識度が低下傾向にあると考えられる。

自然共生都市づくりに係る施策動向

自然共生都市づくりに関連する施策動向としては、平成20年に施行された「生物多様性基本法」に基づき、「生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」）」を策定することが、自治体の努力義務とされている。平成27年3月末現在で地域戦略を策定済みの地方公共団体は、35都道府県、14指定都市、48市区町村の合計97自治体となっており、宮城県も地域戦略を策定済みであることから、本市においても早期に地域戦略を策定することが必要となっている。

また、温室効果ガスの排出削減に向けた「日本の約束草案」では、森林吸収源対策により約2,780万t-CO₂相当、農地土壤炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進により約910万t-CO₂相当の吸収量の確保を目指としていることから、温室効果ガス削減や気候変動への適応の側面からも、自然環境の保全・創造が重要となっている。

評価及び今後の方向性

「豊かな自然環境を守り、継承する」

本市の事務事業においては、環境調整システムに基づく事前協議及び調整が行われており、環境負荷の低減に寄与している。一方、土地利用調整制度や環境影響評価制度を適切に運用し、節度のある土地利用の確保に努めたが、環境影響評価制度においては、事業計画が相当程度固まった段階で手続きが開始され、環境配慮の幅が限られる等の課題もあった。

生物多様性の保全に関する普及啓発としては、動物公園において、シジュウカラガンの保護及び増殖に向けた取り組みが行われ、一定の飛来数を記録したほか、仙台市ホームページにて生物多様性に係る情報提供を行っている。今後の取り組みとしては、生きものに対する認識度の低下を踏まえ、宮城県や他の指定都市の多くが既に策定している「生物多様性地域戦略」を策定し、具体的な取り組みを進める必要がある。

「自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする」

市有林の經營管理や林道の整備、民有林の造林・育林の振興が図られているほか、市民参加による森づくりが推進されており、これらは二酸化炭素の吸収源を確保する性格を併せ持つことから、今後も重要な取り組みである。また、減化学肥料・減農薬農産物の生産促進や、地域循環型農業の推進については、環境負荷の少ない農業の実現に向けた取り組みであり、引き続き、普及拡大に向けて取り組んでいく必要がある。さらに、近年、営農活動に対する被害が深刻となっているイノシシ等野生動物との共存に向け、防護柵の設置や捕獲等、効果的な自主防除対策を推進し、一定の効果を挙げている。今後は、有害鳥獣の生息地域が常に変化していることから、農作物の適切な収穫管理等も含め、引き続き営農者等への広報啓発に取り組んでいく必要がある。

「生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める」

保存緑地については、所有者等との管理協定や緑地の買い取り、特別緑地保全地区への移行等による保全が進められており、市街化区域に残された貴重な緑の保全に特に効果を挙げている。また、公共施設等の整備における緑化や都市公園等の整備を推進することにより、生物の生息や市民の憩いの環境に配慮した都市づくりが図られている。今後は、緑の分布調査の結果、総量では維持している緑被率について、「みどりの質」にも着目した分析、取り組みが必要である。

「豊かな水環境を保つ」

水源涵養林の保全や水源地の清掃、地下水の涵養に向けた地表被覆面の改善等に取り組み、河川の水質や地下水の涵養が図られたほか、水辺環境の保全に向け「広瀬川の清流を守る条例」に基づく景観や生態系に配慮した河川の保全・整備が行われており、今後とも継続していく必要がある。

第2章 分野別施策の取組状況 4 快適環境都市づくり

1. 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 大気環境等を保全する	大気汚染物質や騒音・振動による環境への影響を低減させるため、工場などの発生源への指導や監視、自動車による環境負荷の低減対策などを進め、大気環境等の保全を図る。	○発生源に対する負荷低減の指導や監視活動 ○大気環境等の定期的・広域的な監視 ○自動車による環境負荷低減対策の推進 ○アスベストの飛散防止及び適正処理の推進 ○フロン類の回収・破壊の徹底の指導 ○PM2.5の汚染度調査の実施及び排出抑制指導
(イ) 水質環境を保全する	公共用水域への水質汚濁負荷を低減させるために、汚濁負荷発生源への指導や監視を実施し、健康で安全な水質環境の保全を図る。	○発生源に対する負荷低減の指導や監視活動 ○河川、海域等の水質の定期的・広域的な監視 ○生物指標による河川水質等の評価の実施 ○合流式下水道からの汚水流出量の削減 ○下水処理区域内における全戸水洗化の推進
(ウ) 土壤・地盤環境を保全する	土壤汚染の発生源への対策や指導、汚染土拡散防止の指示や適切な土壤汚染調査の指導を行うとともに、地盤沈下及び関連する地下水揚水などへの必要な対策の実施や沈下状況の監視などを進め、土壤・地盤環境の保全を図る。	○制度の適正な運用による汚染対策の徹底 ○地歴情報の収集及び提供 ○地下水揚水の削減、水源転換の指導 ○地下水位や沈下量の定期的な監視 ○市有地等への観測井の設置の検討
(エ) その他の環境問題を未然に防止する	上記の取り組みのほか、生活状況に密接に関わる課題への対応や、環境負荷を与える化学物質の適正な管理及び使用の推進、最新の科学的知見などから新たに提起される課題への対応を図るなど、さまざまな環境リスクの低減に関する取り組みを進める。	○建築物による日照等への影響の低減の調整 ○化学物質の移動実態等の把握及びリスクの評価、排出量の低減の促進 ○農薬の適切な使用や使用量削減の啓発 ○科学的知見や環境に対するリスクに係る情報の収集及び調査研究

主な施策の推進状況

- 大気環境の実態や環境基準の達成状況などを把握するため、定期的・広域的な監視を行うとともに、法令に基づき、大気汚染や騒音・振動などの発生源に対し、負荷低減の指導や監視を行い、汚染や被害の未然防止を徹底した。また、健康被害の未然防止のため、建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止対策を進めるほか、微小粒子状物質(PM2.5)対策を強化した。
- 河川、海域、地下水の水質について定期的な監視を行うとともに、法令に基づき水質汚濁の発生源に対する負荷低減の指導等を行うことで、汚染や被害の未然防止を徹底した。また、下水道処理区域における未水洗家屋への指導・改造を進め、環境負荷の低減を図った。
- 土壌や地盤環境の保全、その他の環境問題の防止に向け、法令に基づく適切な届出や調査等に係る指導を行ったほか、PRTR制度による化学物質の移動量の把握や、PCBの保管に係る事業者への指導など化学物質の適正な管理を推進した。

2. 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 美しい景観を保全・形成する	「里地里山」や「居久根」、「広瀬川」などに見られるような本市の風土に根ざした自然的景観や、美しく特徴ある街並みなどの都市景観の保全と形成を推進する。	○建築物・工作物の形態意匠等の制限 ○地域特性に応じた広告物の規制と誘導
(イ) 歴史的・文化的環境を保全する	地域固有の歴史や文化などに根ざした環境資源について、市民の取り組みとの連携などを通じて保全と活用を図り、個性ある地域づくりを進める。	○文化財や伝統的建造物等の保全活動の支援 ○歴史的・文化的価値のある資源の活用等の支援
(ウ) 快適で潤いのある空間を保全・創造する	都市内の緑地や地域に固有の環境資源を生かし、市民の憩いの場となる木陰や水辺空間を形成するなど、ゆとりと潤いのある空間の創造に努める。	○ゆとりと潤いのある空間の形成 ○市民の憩いの場となる水辺環境の整備 ○生態系や景観に配慮した農村空間の整備及び保全
(エ) 環境の美化を進める	市民との協働により身近な環境の美化を進め、清潔で住みやすく魅力的なまちの環境の形成に努める。	○ごみの散乱のない快適なまちづくりの推進 ○落書き防止の周知徹底による清潔で美しいまちづくりの推進

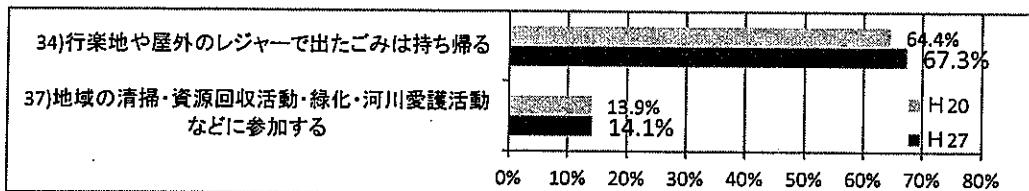
主な施策の推進状況

- 杜の都の景観を保全し次の世代に継承するため、「杜の都の風土を育む景観条例」に基づく景観重要建造物等の指定や、景観計画区域における大規模建築物等についての届出制度の運用により、魅力ある景観形成に向けた誘導を図った。また、優れた景観の形成と美観風致の維持等のため、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、地域特性に応じた規制と誘導を行った。

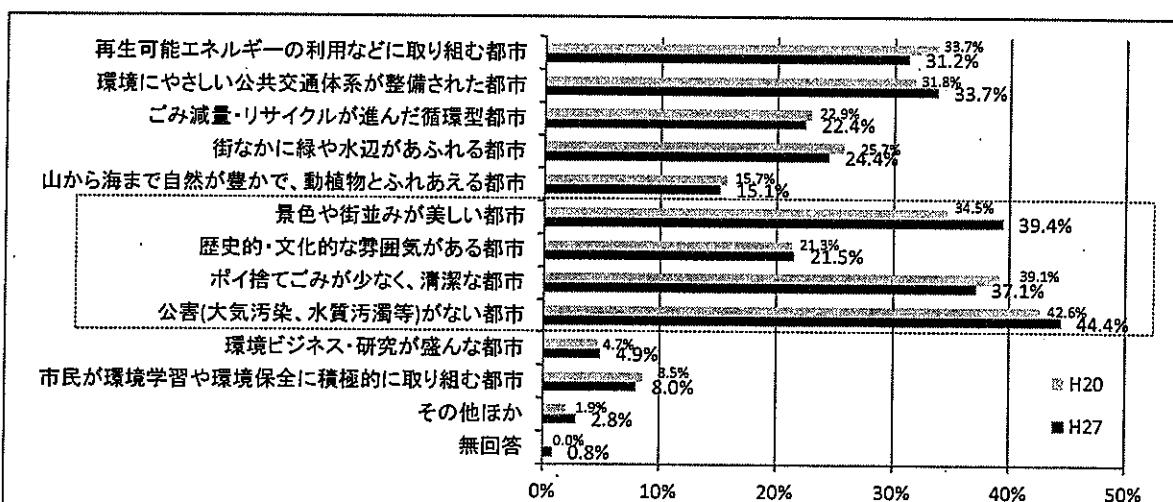
【実績計(H26)：景観計画の届出 60件、屋外広告物の許可件数 1,906件】

- 歴史的・文化的な価値を有する富沢遺跡や縄文の森などの保全に取り組んだほか、景観重要建造物等の指定、地域資源である広瀬川を活用した地域交流事業や、市民協働による「地元学」等の活動を推進した。
- ゆとりと潤いのある都市空間の確保を図るため、土地区画整理事業の円滑な推進に努めたほか、市民参加による身近な公園の草刈・剪定活動の実施、歴史や文化を踏まえた水辺空間の利活用として六郷堀・七郷堀の非かんがい期の通水等に取り組んだ。また、市民及び事業者と連携し、市街地や青葉山の清掃活動を行うなど、ごみのないまちづくりに向けた活動を展開したほか、「仙台市落書きの防止に関する条例」に基づき、落書き防止の周知及び徹底を図った。

【実績計(H26)：「おらほの公園草刈隊」(宮城野区)48団体、環境美化サポートプログラム参加 202団体】

市民の意識**(1) 市民アンケート結果****① 「環境に配慮した行動を行っていますか」(問4、抜粋 「常にしている」と回答した人の割合)**

- 前回の調査から大きな変化はないことから、快適な環境の保全に関する市民の意識及び行動に大きな変化はないものと考えられる。なお、「行楽地や屋外のレジャーで出たごみは持ち帰る」に対しては、「できるだけしている」との回答も24.8%あり、「常にしている」(67.3%)との合計は92.1%と非常に高い割合となっている。
- 「地域の清掃・資源回収活動・緑化・河川愛護活動などに参加する」については、「常にしている」(14.1%)の割合が少ない。これらの活動は住民自治組織や子供会等を主体として実施されることが多いことから、居住の形態や世帯構成等も影響していると考えられる。

② 「あなたは、今後仙台市が環境面でどのような都市であればよいと思しますか」(問7) (3つまでの複数回答)

- 本設問では、特に生活環境の保全等に関連する選択肢が選ばれている。中でも「公害(大気汚染、水質汚濁等)がない都市」(44.4%)は最多であり、「景色や街並みが美しい都市」(39.4%)も二番目に多く選択されている。これらのことから、市民は、健康で安全・安心な生活を支える良好な生活環境を重視していると考えられる。

(2) 環境審議会、環境団体、市民ワークショップ等から得られた意見

- 行政の縦割りにより、環境に関する情報が得られにくい場合がある。
- 環境基準を超える騒音に暴露されている人口が、どの程度いるか把握することが重要だ。
- ごみの散乱が減り環境美化が進展した。
- 河川や地下水の水質が不安だ。
- 中心部商店街の衰退により街並みが損なわれている。景観形成の面で地元商店街を活かしたまちづくりが必要だ。
- 天水桶や雨水浸透ます等の啓発普及について市民の関心は非常に高い。
- ヒートアイランド現象の緩和のため、街路樹を増やすしてはどうか。

- 生活環境の保全のために何ができるのか、市民一人ひとりが意識することが大切だ。
- 公共工事では環境負荷低減のモデルとなる取り組みが必要だ。
- 駐車場や工事現場のフェンスに植物を植えるなど、景観と保水の両面から施策に取り組んではどうか。

定量目標の進捗状況

【目標】

大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。

【実績】

大気汚染・水質汚濁・騒音に係る基準について一部非達成（平成26年度）

【進捗に対する評価】△

【目標】

平成32年度（2020年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。

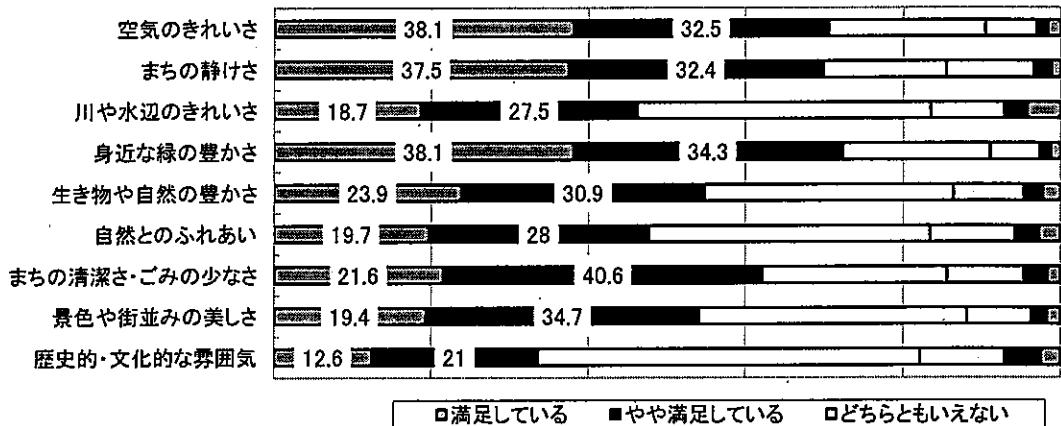
基準値：223.8%【9項目合計900%中の値】（平成20年度）

【実績】

229.6%【9項目合計900%中の値】（平成27年度）

【進捗に対する評価】○

(市民アンケート 問9「環境に対する満足度」)



【進捗に対する評価】

大気環境における光化学オキシダントや水質汚濁における COD(化学的酸素要求量)など、環境基準を達成していない項目については、引き続き、原因物質の削減の促進や関係事業者による負荷低減の取り組みを促進する必要があるが、本市の生活環境に対する市民の評価は概ね良好であり、前回調査との比較においても「環境に関する満足度」が向上していることから、今後も快適な環境の維持に向けた取り組みを進める必要がある。

快適環境都市づくりに係る施策動向

快適環境都市づくりに係る施策動向としては、国において、循環共生型の地域社会の構築を支える基盤的施策として、環境汚染や自然破壊から市民の健康や生活、生態系を守るとともに、新たな時代の循環共生型の地域社会を支える基本的な施策を進めることで、地域において現在及び将来の世代が健全で良好な環境の中で暮らしを営める基盤を確保することとされている。特に、近年、市民の環境に関する関心の対象となっている微小粒子物質（PM2.5）については、「PM2.5に関する総合的な取組」（政策パッケージ）に基づき、生成機構の解明、予報・予測精度の改善等を進めるとともに、密接に関連する光化学オキシダントも含めて総合的な対策を推進するほか、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生、破壊に至るライフスタイル全体にわたる排出抑制に取り組むため改正された「フロン排出抑制法」が27年4月に施行された。

評価及び今後の方向性**「健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ」**

本市の生活環境は、一部の指標について環境基準を達成していないものの、全体的には概ね良好な環境が維持されていると評価できる。この状況を引き続き維持していくため、汚染等の発生源に対する継続的な指導・監視を行うほか、環境負荷の発生につながる事象に関する情報収集や調査研究に取り組む必要がある。また、大気環境の改善にむけたエコドライブ運動や公共交通並びに自転車の利用促進、公用車への次世代自動車の導入等の取り組みは、低炭素社会の構築につながる視点からも、これらが全市的な取り組みに拡大していくよう、今後とも継続していく必要がある。

「景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める」

市民の主体的な参加により、自然環境や史跡、文化財などの地域資源をいかした地域環境づくりが進められており、環境とコミュニティづくりの両面で意義のある施策となっている。各区においては、ホタルが生息する水辺環境を守る清掃活動や、「市の虫」であるスズムシの飼育及び配付、地域資源としての広瀬川に着目した交流事業、区内の自然や名所・史跡等の探訪、泉ヶ岳の雄大な自然の体験など、区の独自性のある取り組みが展開されている。また、歴史・文化的資源の保全と活用に向け、杜の都景観重要建造物等の指定により、杜の都の風土を醸し、まちの景観形成に重要な役割を果たしている歴史的・文化的建造物等の保全が図られており、今後も関係者の協力を得ながら施策を展開していく必要がある。

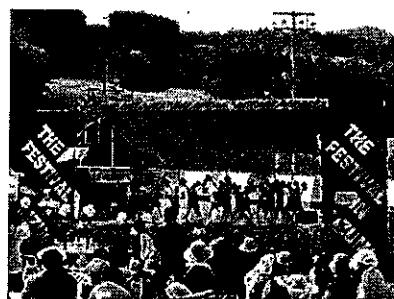
第2章 分野別施策の取組状況 **5 良好的な環境を支える仕組みづくり・人づくり****1. 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる**

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア)市民の主体的なまちづくり活動を推進する	地域の個性や環境資源を生かした市民主体の活動やまちづくりのルールづくりなどを促進し、魅力ある地域環境の形成を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が自らの地域の環境について考え実践する地域づくりへの支援 ○地域の個性を生かし住民自らが企画立案するまちづくりの促進 ○環境資源の活用等を通じた地域の個性を生かしたまちづくりの推進
(イ)開発事業等における環境配慮を促す制度を充実する	開発事業や建設事業等における環境に配慮する機会や対象となる事業の拡大を図り、事業者の環境配慮を誘導し、促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○開発事業等の計画立案時から環境配慮を検討する事業の導入の検討 ○建築物の断熱性や省エネルギー性能等を評価し格付けする制度の導入の検討 ○開発事業等に対する指導・助言
(ウ)環境配慮行動を拡大させる	環境配慮行動や優良事例などの社会的な浸透と拡大を図るために、先進的な取り組みの表彰や情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○優良な環境活動の表彰推薦や新たな表彰制度の創設の検討 ○優良・先進的な環境行動の普及拡大

主な施策の推進状況

- 環境影響評価制度等の運用を通じ、市民意見の提出等による市民の意向を生かした地域づくりを進めるとともに、都市計画提案制度や地区計画の制度により、土地所有者の提案や地域の個性を生かしたまちづくりを促進した。
- 地域の環境資源を活用した市民参画による事業等を実施し、個性あるまちづくりを推進したほか、科学館や地域の生涯学習の拠点である市民センター等を活用し、環境に関する学習機会を提供する講座や、環境問題の重要性を訴えるイベント等を開催した。
- 「杜の都」の恵み豊かな環境を守るために、構想・計画段階における環境配慮のあり方について、検討を行ってきた。



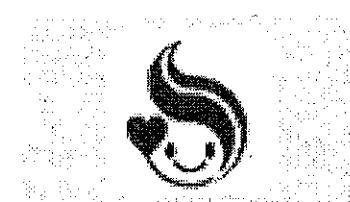
泉ヶ岳悠・遊フェスティバル

2. 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 環境に配慮した行動が広がる仕組みをつくる	環境に配慮した行動に対する経済的なインセンティブ(動機付け)の付与により、環境配慮行動に取り組むきっかけとなり、それが社会全体に広がる仕組みを構築する。	○環境づくりに寄与する行動が広がるポイント制度等の仕組みの検討 ○省エネルギー対策や新たな環境ビジネスへの支援を行う枠組みの検討 ○カーボン・オフセットの普及啓発 ○各種インセンティブによる環境配慮の促進
(イ) 環境ビジネスを創出する	環境志向の商品開発の促進や、地域社会におけるさまざまな環境課題について解決を図るビジネスの振興など、新たな環境ビジネスの創出につながる方策を検討する。	○コミュニティビジネス等によって環境課題を解決する方策の検討 ○環境と関連したビジネスの創出方策の検討
(ウ) 事業活動における環境配慮を推進する	事業活動における環境負荷の低減などの環境配慮の取り組みを促進するとともに、その取り組みが社会経済活動を通じて的確に評価される仕組みを構築します。	○環境マネジメントシステムの普及促進 ○地域の環境づくりへの企業の貢献の促進 ○ごみの減量等の環境配慮に積極的に取り組む事業所の認定制度の普及
(エ) 環境負荷の少ない商品・サービスが拡大する仕組みをつくる	商品・サービスのライフサイクルを通じた環境負荷の大きさや、環境へ配慮した商品であることの情報を分かりやすく示す「見える化」を推進し、その普及拡大を図る。	○グリーン購入の普及啓発及び取扱い店舗の周知拡大 ○カーボン・フットプリントの普及啓発等

主な施策の推進状況

- バス・地下鉄の企画乗車券「秋のジュニアバスプラス」を発売し、環境に優しい公共交通の利用促進を図ったほか、田子西地区及び荒井東地区においてエコモデルタウンの整備を推進し、環境と関連したビジネスの拡大を促進した。
- ごみの減量やリサイクル等に積極的に取り組んでいる小売店舗または事業所について、環境配慮型店舗(エコにこショップ)または環境配慮型事業所(エコにこオフィス)として認定することにより、事業活動における環境配慮行動の拡大を推進した。

**エコにこショップ・エコにこオフィス
ロゴマーク**
- 事業活動における環境負荷の低減に継続的に取り組んでいくため、中小規模の事業者が容易に取得できる地域版環境マネジメントシステム(みちのく EMS)を普及促進し、事業者の認証取得を支援した。
- 環境配慮型商品の普及拡大に向け、小売店等と連携して「せんだいグリーン文具推奨制度」「せんだいグリーンペーパー推奨制度」の広報啓発に取り組んだ。

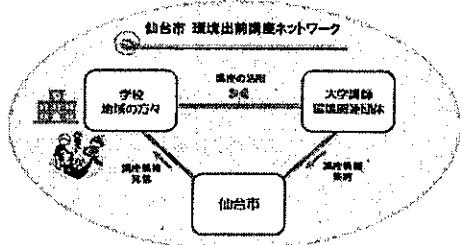
3. 環境づくりを支える市民力を高める

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 人材を育成し、活躍の舞台を広げる	家庭や地域、学校、事業所などでの環境教育・学習を進めるため、これらとの連携により、環境の保全と創造に関する専門的な知識を身につけて指導や実践に取り組める人材を育成するとともに、地域における環境活動のすそ野が広がっていく仕組みをつくる。	○研修会等による環境学習の指導者の育成 ○環境学習の指導者の登録制度や資格制度等による人材育成や活動の場の拡大 ○小中学校教員への専門的研修の実施 ○ごみ減量・リサイクルを支える人材の育成 ○環境美化活動に参加する人材の育成
(イ) 環境に関する学びの機会や場を創出する	身近に環境やさまざまな環境問題に気づき、環境行動に取り組むために必要な情報を得ることができるよう、学びの機会や場の充実を図る。	○市民や事業者の環境学習の機会の提供 ○小中学校における環境教育・学習の継続及び学校への太陽光発電システム等の設置 ○「環境交流サロン」及び「リサイクルプラザ」の機能及び役割の強化 ○先進的な環境技術を有する工場等の学びの場としての活用
(ウ) 環境活動を広げ、活性化する	多様な主体が環境に関する活動へ参加でき、協働による取り組みが効果的に推進されるような機会や場をつくるとともに、その活動を支援する。	○市民や事業者の自主的な活動の支援 ○NPO等の活動拠点の確保・充実及び各主体の活動の拡大並びに協働の支援

主な施策の推進状況

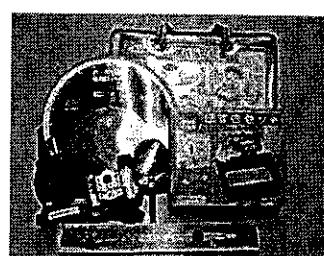
- 環境に配慮する市民を社会全体で育てていくための組織として、平成16年度に設立した「杜の都の市民環境教育・学習推進会議(FEEL Sendai)」において、「せんだい環境ユースカレッジ」による人材育成をはじめ学校教育や生涯学習を含めた環境学習・環境教育を包括的に推進した。また、環境教育・学習に関わる人材への専門的な研修として、教育センターにおいて小中学校教員を対象とした環境教育研修を開催したほか、科学館において市内小学校での環境学習の取り組みに向けたアウトリーチ活動を展開した。



環境出前講座ネットワーク

- 環境に関する市民の学びの機会として、身近な生活の中で環境のためにできる行動を学ぶ「環境フォーラムせんだい」や、ごみの減量・リサイクル等への理解を深める「エコフェスタ」を開催したほか、大学講師や環境関連団体による出前講座の紹介、小中学生等を対象とした「かんきょうチャレンジコンクール」を開催し、学びの機会の充実を図った。

- 環境教育・学習に関する情報の提供及び環境活動の支援のため、「環境交流サロン」を運営し、環境関連図書や資料の閲覧・貸出や、環境学習に関する相談等への対応、環境学習教材の貸出等を行った。



環境交流サロンでの貸出教材例

4. 環境についての情報発信や交流・連携を進める

計画内容

施策項目	ねらい	施策内容
(ア) 分かりやすく、利用しやすい情報を提供する	生活環境や自然環境、地球環境などに関するさまざまな情報を市民が容易に入手し利用できるよう、分かりやすく効果的な広報活動や情報提供体制の整備を進める。	○報告書や情報誌の継続的な発行等 ○環境ポータルサイトの充実 ○市民、事業者、NPO等との交流による情報交換等の促進
(イ) 知恵や経験を生かした連携を推進する	企業や大学等の教育・研究機関が多数立地するなどの、東北の中枢都市としての本市の特性を生かし、環境づくりに関わるさまざまな主体との連携を推進する。	○产学の情報交流及び产学研官の連携協力体制の強化 ○他都市との情報交換等自治体間連携の推進
(ウ) 環境に関する国際交流を促進し、国際貢献を図る	海外の都市などとの環境をテーマとした交流を通じて、情報や知見などの交換や共有を図るとともに、国際レベルでの環境保全への寄与と成果の地域への還元を図る。	○仙台広域圏 RCE (専門的知識の地域拠点) 内での交流及び他地域 RCE との交流の推進 ○本市の取り組みの発信及び他都市との交流、情報の収集 ○本市が関わる国際的な活動や国際機関等との連携による国際会議の開催

主な施策の推進状況

- 本計画の進捗状況等をお知らせする「仙台市の環境」の発行などにより、環境の現況や施策の実施状況を分かりやすく広報することに努めた。また、ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」や、環境 WEB サイト「たまきさん」等を運用し、市民が利用したい環境情報を使いやすい形で入手できるよう努めた。
- 東北大との協定「東北大大学院環境科学研究科と仙台市との連携と協力に関する協定」に基づき、地域の環境問題について、環境、廃棄物、エネルギーに関する研究、教育、技術及び施策を進めるとともに、緊密な連携と協力を行った。
- 環境負荷の低減に向け、国や地域を超えた情報交換や連携を行うため、ICLEI(持続可能性をめざす自治体協議会)を通じた環境国際交流を推進したほか、仙台広域圏 RCE 構成団体のネットワークを活用し、相互の情報交換や環境教育・学習を推進した。

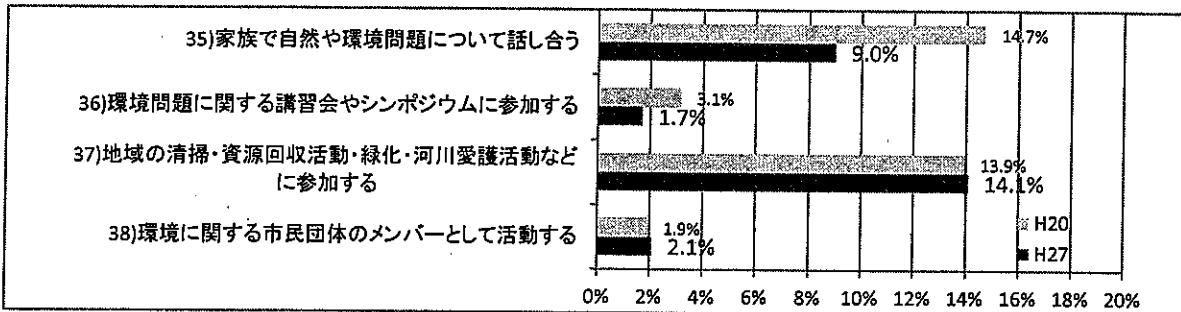


ワケルネット

市民の意識

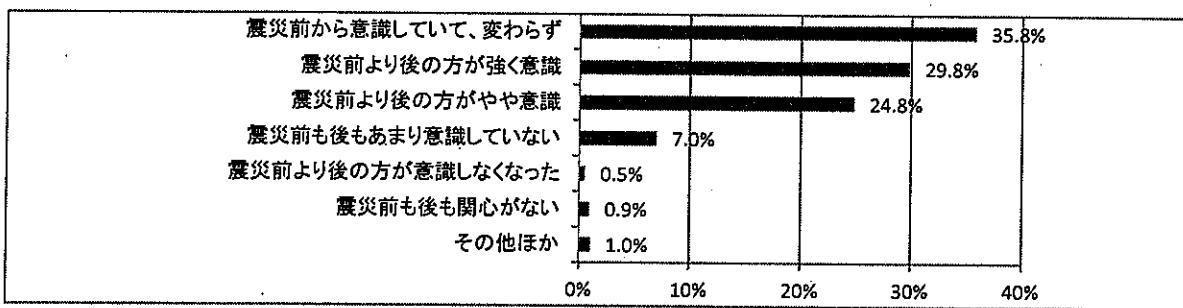
(1) 市民アンケート結果

①「環境に配慮した行動を行っていますか」(問4、抜粋 「常にしている」と回答した人の割合)



○本問の結果からは、現状では、自らの時間を割いて環境に関わる活動に参加する市民は限られている。ごみの分別など基本的な「環境に配慮した行動」については良く取り組まれていることから、環境への意識は高いが活動に参加していない個人や世帯が参加しやすくなる工夫が求められていると考えられる。

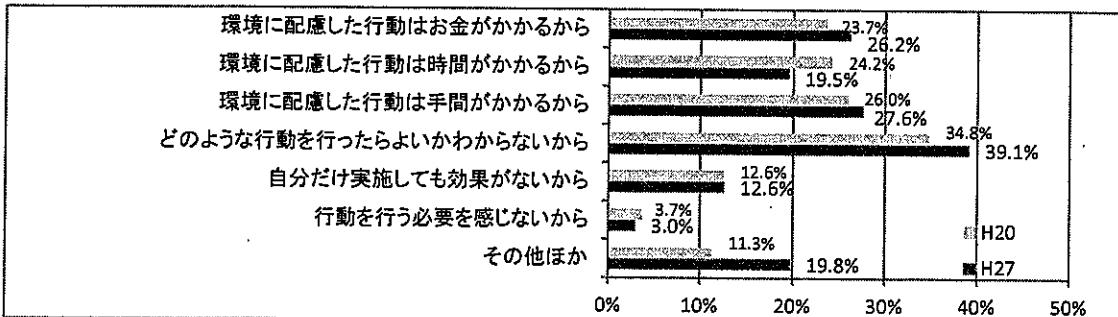
②「東日本大震災前後で、あなたの環境についての意識の変化はありましたか」(問5)



○「震災前より後の方が強く意識」(29.8%) 及び「震災前より後の方がやや意識」(24.8%) を合算すると、54.6%が震災後に環境への意識を深めている。また、「震災前から意識していて、変わらず」(35.8%) を合わせると、全体の 90%以上が環境を意識していると回答している。

この結果は、環境を意識しつつも、日常生活の中で環境配慮行動を「常にしている」または「できるだけしている」とのレベルに至らない市民が多いことを示している。

③「あなたが、環境に配慮した行動を行っていない理由は何ですか」(問5) (2つまで複数回答)



○環境に配慮した行動を行っていない理由としては、「お金」や「時間」、「手間」を理由とするよりも、「どのような行動を行ったらよいかわからないから」(39.1%)との回答が最も多く、市民の意識啓発だけでなく、環境に配慮した取組方法についての具体的なわかりやすい情報提供が重要であると考えられる。

(2) 環境審議会、環境団体、市民ワークショップ等から得られた意見

- 環境に配慮した行動が周囲に伝わり認められる取り組みをすれば、行動が拡大していくのではないか。
- 環境に配慮した行動をとる市民の多くは、次はどのような取り組みをしたらよいかという意識を持っており、そのような市民へのアプローチが必要だ。
- 環境に配慮した行動の実施率は、個人の支出や行政の取り組みに関連する項目では高く、個人のライフスタイルに関わる項目では低い。
- 107万の市民がいながら、環境に係わる活動に参加する市民は少ない。
- 市民が環境の現状を知るための広報啓発や、学んだことを通じて参加者が環境への配慮を実践できる取り組みが必要だ。
- 団体の連携促進や市民センターの活用を期待する。
- 環境に関する取り組みを促進するためにインセンティブが必要だ。
- 市民団体を育てるため環境学習コーナーの拡充が必要だ。
- 「FEEL Sendai」における環境教育・学習は良い取り組みである。
- 生活環境の保全のために何ができるのか、市民一人ひとりが意識することが大切だ。
- きれいな川にごみを捨てる人がいる実態を市民に知らせるべきだ。

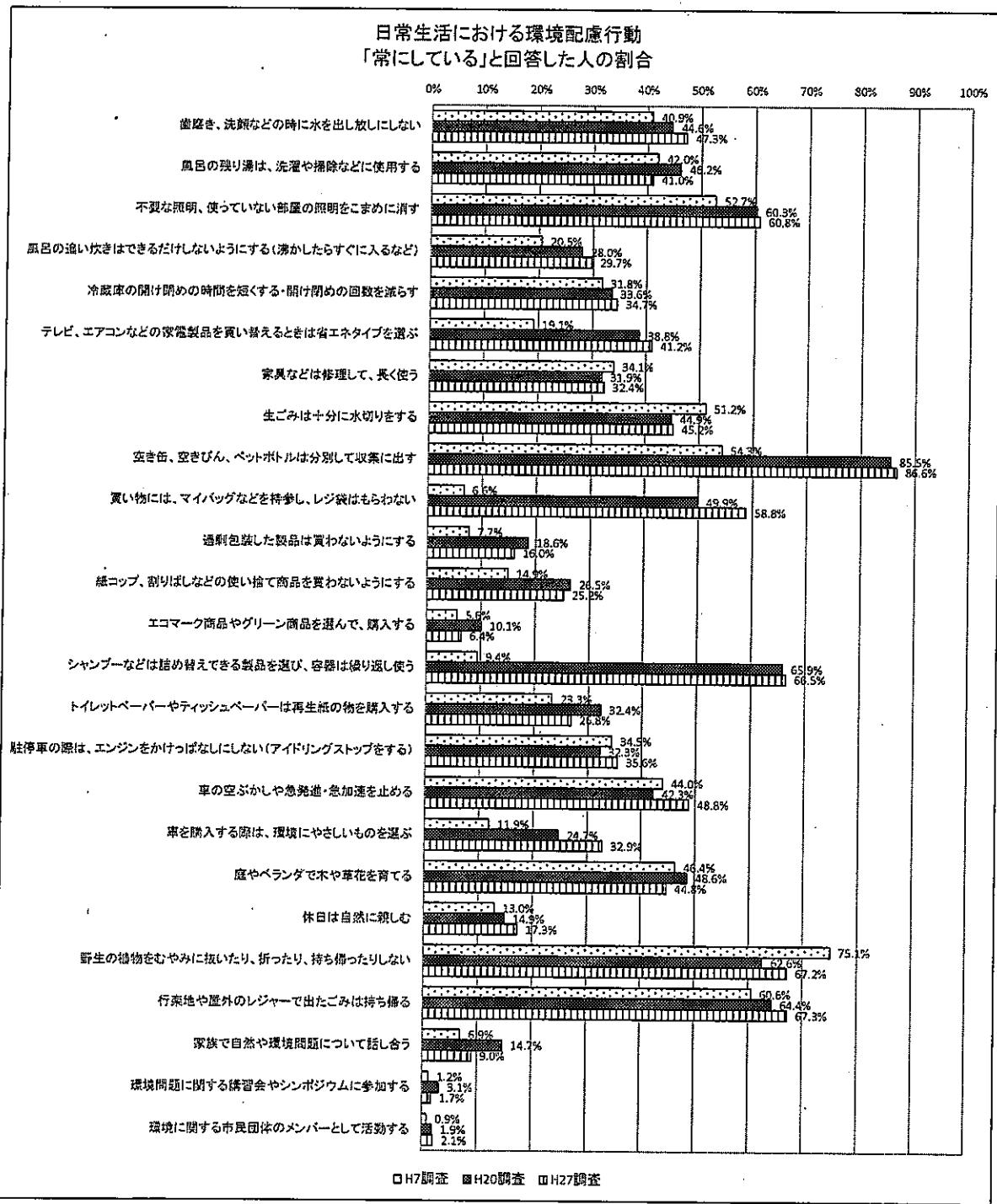
定量目標の進捗状況**【目標】**

平成32年度（2020年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。

基準値：926.7%【25項目中の合計値】（平成20年度）

【実績】

945.3%【25項目中の合計値】（平成27年度）

【進捗に対する評価】○

【進捗に対する評価】

社会経済情勢の変化に伴い、日常生活において「常にしている」とされる環境配慮行動の内容には、一定の変化が生じていると考えられるが、全体的には、日常生活における環境配慮行動について「常にしている」との回答は前回調査よりも微増となっている。今後、環境教育・学習の推進を通じ、環境に対する意識に加え、行動に移すための仕組みづくり・人づくりを推進していく必要がある。

また、日常生活における環境配慮行動のうち一部の項目については、「常にしている」の回答が減少していることから、これらの原因を様々な角度から分析のうえ、必要に応じて新たな取り組みを検討していく必要がある。

【良好な環境を支える仕組みづくり・人づくりに係る施策動向】

持続可能な社会を構築するには、市民一人一人が常に持続可能性に配慮して行動をしていくことが必要であるが、環境省の「環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成25年度調査）」によれば、環境問題に関する日本人の行動は、ごみの分別や節水など日常生活の中で実施されるものに限られる傾向があり、日常生活以外の、言わばより積極的な環境配慮行動の割合は少ない傾向が見られると分析されている。

国においては、平成25年度から、「持続可能な社会」の実現を目指し、一人一人がライフスタイルを見つめ直すきっかけを作ることを目的として、「グッドライフアワード」を開催するなど、「日常生活に環境配慮を織り込む」ことにとどまらず、持続可能性にも配慮した、より積極的な環境配慮行動が生活の質を向上させるという視点を国内に普及させていくことが、より積極的な環境配慮行動を促していく上で重要であるとしている。

【評価及び今後の方向性】

「地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる」

「すずむしの里づくり事業」など、各区の独自性を生かした地域環境力の向上に資する取り組みを進めることで、地域の歴史的資源等を活用したまちづくり活動を推進した。また、環境影響評価制度や土地利用調整制度等の制度的枠組みを用いて、市民の主体的な参加に向けた取り組みや、開発事業等における事業者への環境配慮を促進したものの、「杜の都」の資産を守り継承していくためにも、検討中の「構想・計画段階における環境配慮のあり方」について議論を深め、今後進めていく必要がある。

「環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える」

バス・地下鉄の企画乗車券の発行により、公共交通機関の利用という環境に配慮した行動の実践や、中小の事業者を対象とした「みちのく環境管理規格（みちのく EMS）」の普及を促進し、事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた取り組みの拡大に努めた。今後に向けては、環境と経済が両立するとの考え方のもと、社会や事業活動の中で環境配慮を行う仕組みづくりに向けて、環境に配慮した行動に対するインセンティブの付与や、カーボンオフセットの普及啓発などによるきっかけづくりにも取り組んでいく必要がある。

「環境づくりを支える市民力を高める」

「杜の都の市民環境教育・学習推進会議（FEEL Sendai）における「せんだい環境ユースカレッジ」の開催を始めとした人材育成を進めるとともに、環境に関する学びの機会として、イベント等への出展や環境出前講座、ごみ減量・リサイクルに係るキャンペーン等を実施した。また、環境学習拠点である「環境交流サロン」については移転を予定しており、今後は、大学等との連携も深めながら移転後の「環境交流サロン」を核としながら、より積極的に環境に取り組む市民の育成を進める必要がある。

「環境についての情報発信や交流・連携を進める」

市政だよりやメディアを利用した情報提供に努めたほか、ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」や環境WEBサイト「たまきさん」等の運営、環境フォーラムせんだいの実施により、市民、事業者、NPO等の交流の充実を図った。また、東北大学をはじめとする産官学の協定を締結し、環境の保全と創造に向けた連携・協力事業の推進に努めたところであり、今後とも施策内容の充実に取り組んでいく必要がある。

第3章 総 括

1 計画期間前半の取り組みに対する評価

これまで本市は、持続可能な社会を先導する都市・仙台の創造を目指し、喫緊の課題である地球温暖化問題などの今日的な課題に取り組むため、4つの環境都市像に関する5つの施策体系に基づき、10項目の定量目標を設定し、数多くの取り組みを推進してきた。

今回の中間評価における市民意識調査では、「周辺環境を住みやすいと思う」との問い合わせに対し、80%以上の市民が「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答しているほか、周辺環境の満足度や環境配慮行動の実践度についても、平成20年の調査結果から概ね維持・向上するなど、本市が「杜の都環境プラン」のもとで取り組んできた施策は、全体として一定の成果を挙げているものと判断される。

一方で、温室効果ガス総排出量、ごみ総量・リサイクル率、猛禽類の生息環境など一部の定量目標については進捗に遅れを生じている。これらの遅れは、外的要因である東日本大震災の影響により生じている部分も大きいが、特に「低炭素都市づくり」と「資源循環都市づくり」においては、目標設定の前提となる社会経済情勢の変化が大きく、本市が目指す都市像の実現に向けては、これらを踏まえた一層の取り組みが必要である。

2 今後に向けて

現行の「杜の都環境プラン」は、21世紀中葉を展望した、目指すべき全体的な環境都市像として、『「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台』を掲げるとともに、4つの分野別都市像として、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」を掲げている。

これら、本プランが掲げる環境都市像は、地球温暖化の緩和や適応、循環型社会の構築、豊かな自然環境や生物多様性の保全、快適な生活環境の維持増進といった今日的な環境課題を適切に反映したものである。併せて、市民意識調査における「今後の仙台市の都市像」及び「今後展開すべき環境政策・施策」において回答割合が高かった項目からは、市民の意識と分野別都市像や施策の大きな方向性は合致しているものと判断できる。こうしたことから、残りの計画期間においても、引き続き、その実現に取り組んでいく意義があるといえる。

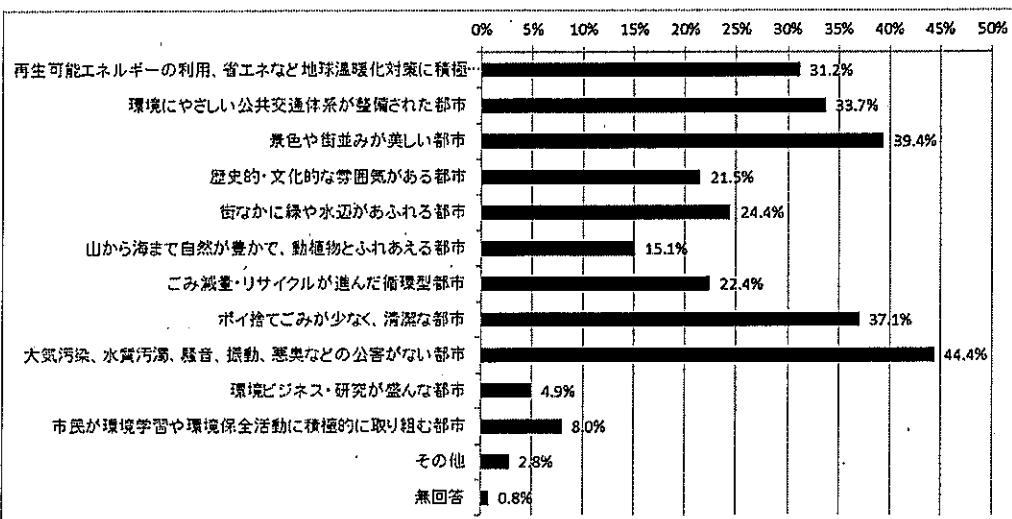
また、これら都市像の実現のために、具体的に取り組むべき施策も、基本的には大きな見直しを要しないものと考えるが、これまで掲げてきた定量目標のうち、とりわけ「低炭素都市づくり」及び「資源循環都市づくり」に関しては、本計画策定後に生じた社会経済情勢の変化、とりわけ東日本大震災の影響や国等の動向を踏まえ、見直

す必要がある。

計画期間の後期に向け、こうした情勢の変化を的確に捉えた上で計画を見直し、杜の都の良好な環境を将来世代へ継承していくことを目的に、必要な施策を強化していくことが重要となっている。

【参考 市民意識調査(平成 27 年度)】

問 7 あなたは、今後仙台市が環境面でどのような都市であればよいと思いますか。



問 8 あなたは、今後仙台市がどのような環境政策・施策を展開していったらよいとお考えですか

